



# 統計調査のオンライン化

平成30年11月14日(水)

総務省統計局

# 公的統計の意義・利活用

## 公的統計の意義

- 公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（“国民の共有財産”）であり（統計法第1条）、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として作成・提供されるもの。
- 特に、証拠に基づく政策立案(EBPM)推進のため、政策改善と統計整備・改善を有機的に進めていく必要。（平成29年5月19日 統計改革推進会議「最終取りまとめ」）

## 公的統計の利活用

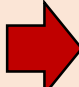
- 国・地方における政策立案・調査、学術研究や高等教育、民間における経営判断のため等に幅広く利用。

### 【国における政策立案に係る統計の利用例】

- 全国消費実態調査：生活保護に係る生活扶助基準額の見直し（現行の生活扶助基準額との比較のため一般低所得世帯の消費額等を利用）、介護保険に関する検証（夫婦高齢者世帯及び要介護者のいる世帯の消費支出の比較）
- 経済センサス－基礎調査：地方消費税の各都道府県への配分（都道府県別の従業者数を利用）、経済統計調査の母集団情報の整備（全産業の事業所・企業を網羅したデータベースとして利用）

### 【民間等での統計の利用例】

- 全国消費実態調査：高齢者世帯の経済状況の分析、OECDにおける国際比較のための格差指標の算出（年収・貯蓄等の集計データを提供）
- 経済センサス－基礎調査：地理情報と組み合わせた新規店舗の出店計画・事業展開の検討等

 よりの確な政策判断のため、統計精度を向上させるべく、調査設計や調査項目等を改善。

## 統計調査によって集められた情報の扱い

- 行政機関等が統計の作成を目的として行う統計調査によって集められた情報については、的確な統計調査の実施を確保する前提としての国民の信頼を担保するよう、原則として、他の目的のために利用又は提供することを禁止。（統計法第40条）
- ただし、相当の公益性を有すると認められる学術研究の発展に資する統計作成等に限り、調査票情報や匿名データの提供・利用が可能。（統計法第33条、第36条）

# 効率的な公的統計の作成

## 政府統計間での調整の枠組

- 我が国では、各府省が所管行政と密接に関連する統計を作成する分散型統計機構を採用。
- 国の行政機関が行う統計調査については、調査間の調査事項重複の排除・報告者負担の軽減等の観点で総務省政策統括官(統計基準担当)による審査・調整を実施し、公的統計を体系的に整備。
- 公的統計を総合的かつ計画的に整備するため、「公的統計の基本計画」を約5年に一度策定(閣議決定)。

## 具体的な取組

- 直近の第Ⅲ期「公的統計の基本計画」(平成30年3月6日閣議決定)では、統計作成の効率化及び報告者負担軽減のため、オンライン調査の導入や行政記録情報等の活用等を一層推進することが求められている。
  - **オンライン調査<sup>(注1)</sup>の導入**
    - 総務省統計局においては、報告者負担の軽減や効率的で正確な調査の実施の観点から、オンライン調査の導入を推進。平成31年度には統計局実施の全ての統計調査においてオンライン調査の導入が完了。
    - 導入後も、スマートフォンでの回答を可能にする機能や、家計簿調査票への記入を不要とするレシート読み取り機能の実装など、利用者の利便性向上のための改良を継続して実施。  
(注1) 報告者が希望した場合に、従来型の紙の調査票ではなく、電子調査票によりインターネットを介して回答可能な方式。
  - **行政記録情報等の活用**
    - 企業等を対象とする経済統計調査の標本抽出に用いる「事業所母集団データベース」の効率的かつ効果的な整備のため、毎月の労働保険情報や商業・法人登記情報等の行政記録情報等を活用。
    - 「事業所母集団データベース」上の各法人企業に法人番号情報を付与<sup>(注2)</sup>し、新設や合併等の状況をより迅速に反映できるようにするとともに、法人番号情報を起点として他の行政記録情報の活用を今後拡大していく予定。  
(注2) 国税庁の協力を得て、活動実態がないと考えられる法人企業を特定することにより、効率的に実施。

# 全国消費実態調査オンライン調査システムの開発・運用

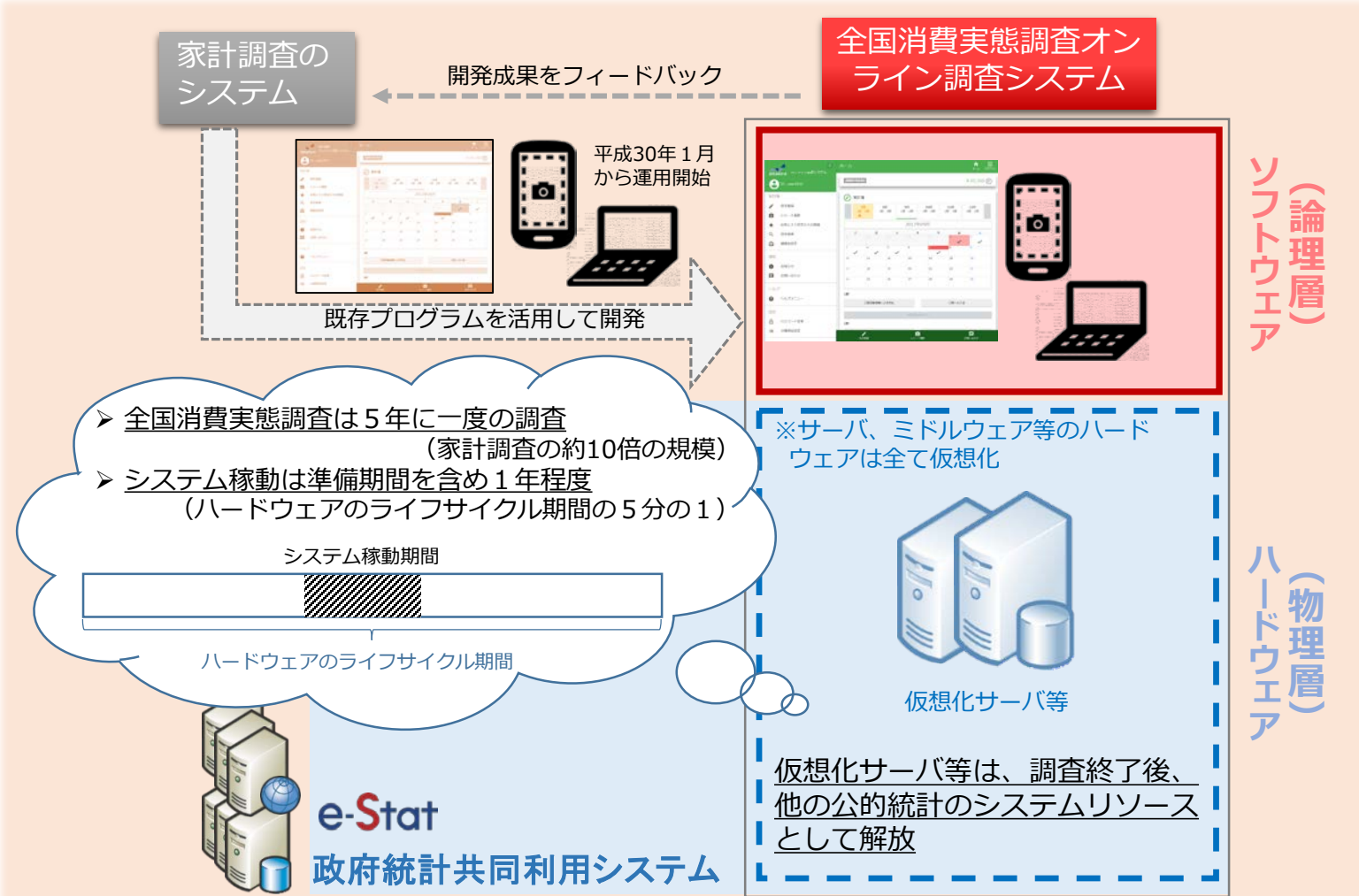
○ハードウェア(サーバ等)は、全府省で共用する政府統計共同利用システム※1のリソースを活用(仮想化)

⇒ 独自の物理的ハードウェアは有せず、システム基盤の構築期間・費用を節減

○ソフトウェア(プログラム等)は、家計調査のシステムをベースに開発

⇒ 運用実績のある先行開発プログラムを活用し、システム開発期間・費用を節減

※1 政府統計共同利用システム: 全府省で共用する公的統計の情報システム基盤(e-Stat等のサービスを政府横断的に提供)



## 【参考】

前回調査(平成26年全国消費実態調査)で把握したオンライン調査の問題点と対応状況

前回調査で把握した問題点※2

- ①家計簿(Excel形式)が入力しづらい
- ②家計簿(Excel形式)がシステムから取得(ダウンロード)できない、送信できない(一部の世帯で不具合が発生)
- ③パソコンのOSやアプリケーションの有無に依存

※2 調査対象世帯に対するアンケート、地方別事後報告会でのヒアリング等により把握。



平成31年調査に向けての対応状況

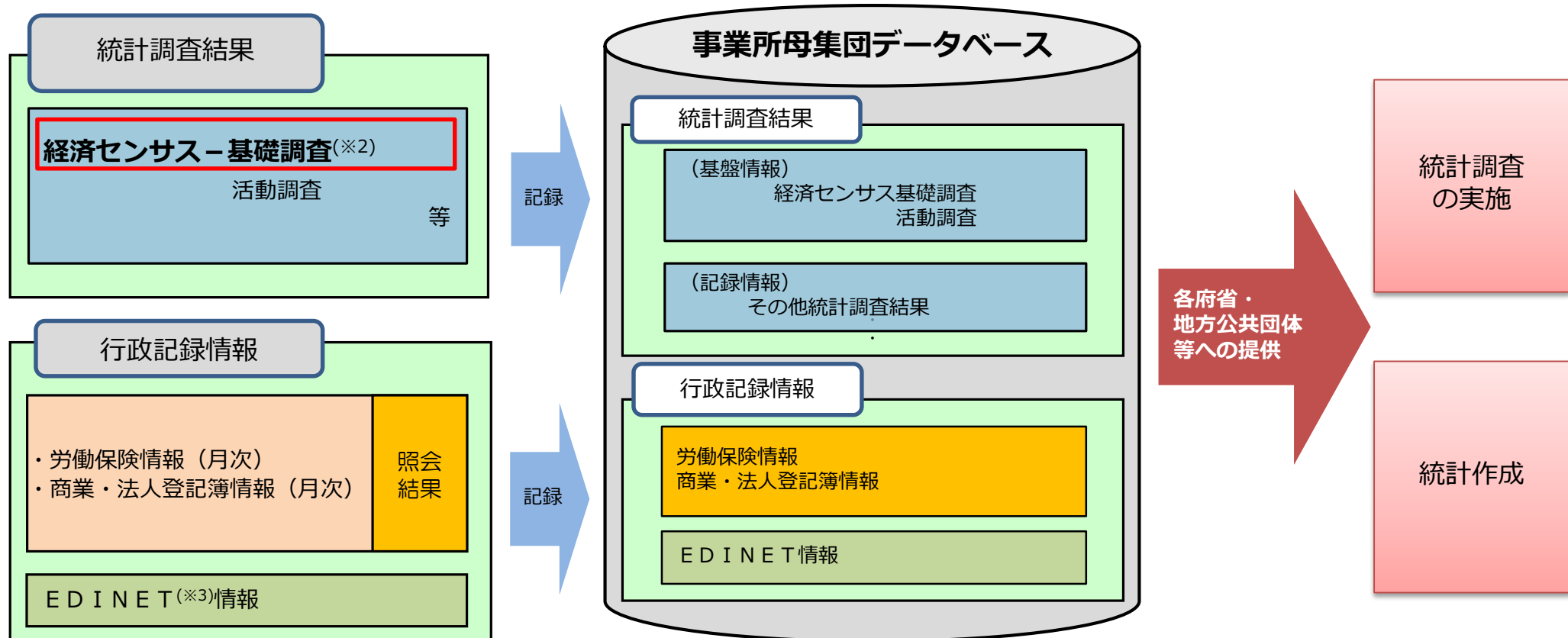
- ①レシートを読み取って自動入力する機能を導入/Excel形式からWebページ(HTML形式)に変更
- ②都道府県・市区町村による操作検証を実施(平成31年春頃、2ヶ月程度を予定)し、システムの不具合の除去等欠陥を排除
- ③PCやスマホでも回答できる汎用性が高いシステムを構築

# 全国消費実態調査におけるオンライン化による経費への影響

オンライン化あり(A)	オンライン化なし(B)	増減額(A-B)	備考
<オンライン調査システム導入に伴う増>			
システム開発・運用 <sup>(※1)</sup> 168,480千円	0円	168,480千円	※1 平成30、31年度の国庫債務負担行為として措置済みの契約額
操作ガイド・手引き等 <sup>(※2)</sup> 8,814千円	0円	8,814千円	※2 調査世帯向けの操作ガイド及びリーフレット、調査関係者向けの手引きに係る印刷製本費
調査関係者説明会関連 <sup>(※3)</sup> 11,560千円	0円	11,560千円	※3 調査関係者の旅費・手当、会場借料等
<調査経費の減>			
調査員手当 988,311千円	1,027,923千円	-39,612千円	オンライン化により、調査世帯への記入指導、家計簿等の回収等の業務が削減
都道府県・市区町村の非常勤職員賃金 76,167千円	82,518千円	-6,351千円	オンライン化により、家計簿等の審査の業務が削減
<集計関係経費の減>			
274,087千円	286,365千円	-12,278千円	オンライン化により、集計作業時間が縮減
<調査世帯の記入負担の軽減(金額換算) <sup>※4</sup> >			
0円	49,204千円	-49,204千円	レシート読み取り機能により、調査世帯の家計簿記入負担が削減 ※4 調査世帯の記入負担を金額換算した概念上の経費
<調査世帯確保に要する事務負担の増加抑制(金額換算)>			
375,254千円	461,158千円	-85,904千円	オンライン化により、調査世帯への記入依頼業務の増加を抑制
<合計>			
		-4,495千円	

# 経済センサスー基礎調査の結果等を用いた事業所母集団データベースの整備

- 企業(法人以外の個人企業も含む)や事業所<sup>(※1)</sup>を対象とする統計調査の標本抽出に用いる母集団情報を各府省や地方公共団体に提供するデータベース。
- 経済センサスの結果や行政記録情報等を用いて整備。
- 今後、調査の新設・経常化(経済構造実態調査、プロファイリング活動)、更なる行政記録情報の活用により、母集団情報を充実。



※1 支店、営業所などの企業の活動拠点

※2 平成31年度から、事業所の活動状態を外観から確認する方法を導入予定(調査票への回答を求めるのは新設事業所のみに変更)

※3 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム